

山梨県公報

第二千八百六十七号

平成三十一年
三月十一日

月 曜 日

目次

告 示

- 土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除……………九一
- 保安林の指定の解除……………九一
- 道路の区域変更……………九一

公 告

- 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出……………九一
- 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出……………九二
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項の変更の届出……………九二
- 土地改良区役員の退任……………九三
- 平成三十一年二級建築士試験の実施……………九三
- 平成三十一年木造建築士試験の実施……………九四

告 示

山梨県告示第六十号

土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域として平成二十九年山梨県告示第三百十九号により指定した区域の全部について、土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第四項の規定により、その指定を解除する。その関係図面は、山梨県森林環境部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年三月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定を解除する区域 甲斐市篠原字山ノ神千三百五十五番一及び千三百五十五番二の各一部

- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

- 三 指定を解除する区域において講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

山梨県告示第六十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十一年三月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 解除に係る保安林の所在場所 南アルプス市六科字堀向八三五の五から八三五の一〇まで、八三五の内七、八三五の一三
- 二 保安林として指定された目的 水害の防備
- 三 解除の理由 指定理由の消滅

山梨県告示第六十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成三十一年四月一日まで一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 日影笹子線
- 三 道路の区域

区 間	旧 新		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
	旧	新		
大月市笹子町黒野田字狩屋野一三九番二地 先から 大月市笹子町黒野田字天庭二四〇番一地先 まで	七・〇	七・〇	一八・一	七七・四
	七・〇	七・〇	一〇・五	七七・四

公 告

- 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出が

あったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成三十一年三月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社オキノホールディングス 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号 外二者

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 グリーンタウン甲府東（北エリア） 山梨県甲府市向町字蛭田百二十一番一外

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社オンザサミット 代表取締役 保坂東吾 山梨県甲府市後屋町三百六十三番地 外二者	変更後	株式会社オンザサミット 代表取締役 保坂のり子 山梨県甲府市後屋町三百六十三番地 外二者
-----	--	-----	---

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社オキノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号 外二者 外未定	変更後	株式会社オキノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号 外二者
-----	--	-----	--

3 変更の年月日 平成三十年四月五日外

三 届出年月日 平成三十一年三月一日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報

センター
五 縦覧期間 この公告の日から平成三十一年七月十一日まで

● 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成三十一年三月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社オンザサミット 代表取締役 保坂のり子 山梨県甲府市後屋町三百六十三番地

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 グリーンタウン甲府東 山梨県甲府市向町字蛭田百二十三番一外

2 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社オンザサミット 代表取締役 小田切常雄 代表取締役 保坂東吾 山梨県甲府市後屋町三百六十三番地	変更後	株式会社オンザサミット 代表取締役 保坂のり子 山梨県甲府市後屋町三百六十三番地
-----	--	-----	--

3 変更の年月日 平成三十年四月五日

三 届出年月日 平成三十一年三月一日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から平成三十一年七月十一日まで

● 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成三十一年三月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名 株式会社フォレストモール 代表取締役 多田直樹	住所 東京都新宿区西新宿二丁目六番一号 新宿 住友ビル十一階
---	--------------------------------------

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (一) 名称 (仮称) フォレストモール甲斐竜王
 - (二) 所在地 山梨県甲斐市富竹新田字大明神河原千七百十四番一外
- 2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
廃棄物等の保管 施設の位置	位置 届出の図面のとおり	位置 届出の図面のとおり

- 3 変更する年月日 平成三十一年十一月二日
- 届出年月日 平成三十一年三月一日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から平成三十一年七月十一日まで

● 土地改良区役員の退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、笛吹川沿岸土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。

平成三十一年三月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

役職名	氏名	住所	退任年月日
-----	----	----	-------

理事	渡辺亨	中央市関原千二百八十五番地	平成三十一年二月二十一日
----	-----	---------------	--------------

● 平成三十一年二級建築士試験の実施

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十三条の規定により、平成三十一年二級建築士試験を次のとおり実施する。なお、試験の実施に関する事務は、同法第十五条の六第一項の規定により、山梨県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成三十一年三月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 試験日時

- 1 学科の試験 平成三十一年七月七日(日)午前十時から午後五時十分まで
- 2 設計製図の試験 平成三十一年九月十五日(日)午前十一時から午後四時まで
- 二 試験場所 甲府市酒折二丁目四番五号 山梨学院大学
- 三 受験申込み手続
- 1 郵送による受験申込み
 - (一) 郵送による受験の申込みは、次の(1)又は(2)に該当する者に限り行うことができる。
 - (1) 過去に二級建築士試験を受験したことがある者のうち、当該二級建築士試験の受験票又は可否の通知書を提出できる者
 - (2) 勤務地、居住地等が離島等であることその他やむを得ない事情により直接申込みができない場合で、勤務先の証明書、住民票等を提出できる者
 - (二) 受験申込み受付期間 平成三十一年四月一日(月)から同月十五日(月)まで
 - (三) 受験申込み方法 (四)の提出先に受験申込書その他別に案内する書類を簡易書留により郵送すること(平成三十一年四月十五日までの消印のあるものに限る)。
 - (四) 受験申込書の請求先及び提出先 郵便番号一〇二一〇〇九四東京都千代田区紀尾井町三番六号紀尾井町パークビル公益財団法人建築技術教育普及センター(以下「センター」という。)本部
- 2 インターネットによる受験申込み
 - (一) インターネットによる受験の申込みは、平成十六年以降に二級建築士試験の受験を申し込んだことのある者のうち、受験の申込みに必要な個人情報を使用についてあらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。
 - (二) 受験申込み受付期間 平成三十一年四月八日(月)午前十時から同月十五日

(月)午後四時まで

(三) 受験申込み方法 センターのホームページ (<http://www.jaenic.or.jp>) において必要な事項を入力し、申し込むこと。

3 受付場所への持参による受験申込み

(一) 過去に二級建築士試験を受験したことがない者又は1若しくは2に掲げる方法による受験の申込みができない者は、受験申込書を(三)の提出先に受験者本人が持参する方法により受験申込みを行うこと。

(二) 受験申込み受付期間 平成三十一年四月十八日(木)から同月二十二日(月)までの毎日午前十時から午後五時まで

(三) 受験申込書の請求先及び提出先 郵便番号四〇〇一〇〇三一甲府市丸の内一丁

目十四番十九号山梨県建設業協同組合会館一階一般社団法人山梨県建築士会
合格者の発表 平成三十一年十二月五日(木) (学科の試験については、同年八月

二十七日(火))

五 その他

1 設計製図の試験の課題は、平成三十一年六月十二日(水)頃からセンターのホームページ (<http://www.jaenic.or.jp>) において公表する。

2 詳細については、センター(電話〇三二六二六一―三三三〇)に問い合わせること。

● 平成三十一年木造建築士試験の実施

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十三条の規定により、平成三十一年木造建築士試験を次のとおり実施する。なお、試験の実施に関する事務は、同法第十五条の六第一項の規定により、山梨県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成三十一年三月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 試験日時

1 学科の試験 平成三十一年七月二十八日(日)午前十時から午後五時十分まで
2 設計製図の試験 平成三十一年十月十三日(日)午前十一時から午後四時まで

二 試験場所 甲府市酒折二丁目四番五号 山梨学院大学

三 受験申込み手続

1 郵送による受験申込み

(一) 郵送による受験の申込みは、次の(1)又は(2)に該当する者に限り行うことができる。

(1) 過去に木造建築士試験を受験したことがある者のうち、当該木造建築士試験の受験票又は可否の通知書を提出できる者

(2) 勤務地、居住地等が離島等であることその他やむを得ない事情により直接申込みができない場合で、勤務先の証明書、住民票等を提出できる者

(三) 受験申込み受付期間 平成三十一年四月一日(月)から同月十五日(月)まで
受験申込み方法 (四)の提出先に受験申込書その他別に案内する書類を簡易書留により郵送すること(平成三十一年四月十五日までの消印のあるものに限る)。

(四) 受験申込書の請求先及び提出先 郵便番号一〇二一〇〇九四東京都千代田区紀尾井町三番六号紀尾井町パークビル公益財団法人建築技術教育普及センター(以下「センター」という。)本部

2 インターネットによる受験申込み

(一) インターネットによる受験の申込みは、平成十六年以降に木造建築士試験の受験を申し込んだことのある者のうち、受験の申込みに必要な個人情報を使用についてあらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

(二) 受験申込み受付期間 平成三十一年四月八日(月)午前十時から同月十五日(月)午後四時まで

(三) 受験申込み方法 センターのホームページ (<http://www.jaenic.or.jp>) において必要な事項を入力し、申し込むこと。

3 受付場所への持参による受験申込み

(一) 過去に木造建築士試験を受験したことがない者又は1若しくは2に掲げる方法による受験の申込みができない者は、受験申込書を(三)の提出先に受験者本人が持参する方法により受験申込みを行うこと。

(二) 受験申込み受付期間 平成三十一年四月十八日(木)から同月二十二日(月)までの毎日午前十時から午後五時まで

(三) 受験申込書の請求先及び提出先 郵便番号四〇〇一〇〇三一甲府市丸の内一丁目十四番十九号山梨県建設業協同組合会館一階一般社団法人山梨県建築士会

四 合格者の発表及び可否等の通知 平成三十一年十二月五日(木) (学科の試験については、同年九月十日(火))

五 その他

1 設計製図の試験の課題は、平成三十一年六月十二日(水)頃からセンターのホームページ (<http://www.jaenic.or.jp>) において公表する。

2 詳細については、センター(電話〇三二六二六一―三三三〇)に問い合わせること。